

第一種指定電気通信設備に係る 接続関連システム経費の適正性に関する論点整理

令和6年3月29日

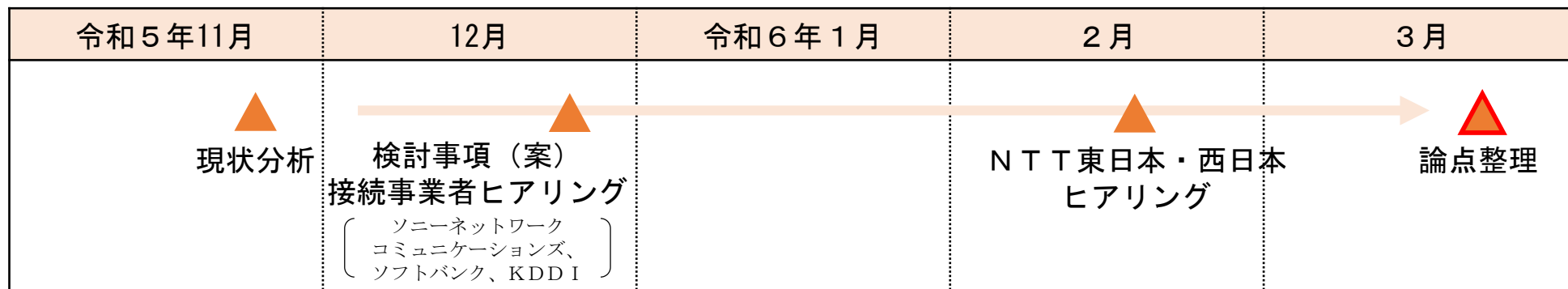
事 務 局

NTT東日本・西日本の接続関連システム経費については、現状分析（第78回会合）を踏まえ、関係事業者にヒアリングを実施した（第81回会合）ところ。

検討事項

- 接続関連システム改修経費の適正性・透明性の確保に係る現状として、
 - （1）事業者間において行われている現在の取組（接続事業者への説明等）の状況（→NTT東日本・西日本、接続事業者）
 - （2）NTT東日本・西日本において、接続関連システムに係る委託等に関して行われている現在の取組の状況（→NTT東日本・西日本）
 - （3）（1）及び（2）に関する問題意識と、関連する提案等（→接続事業者）について関係事業者にヒアリングを行い、確認すべきではないか。
- 以上の点を踏まえ、接続関連システム改修経費の適正性・透明性の確保と簡素で効率的な接続関連システムを実現するために、
 - （4）NTT東日本・西日本と接続事業者間の協議において留意すべき事項を整理しつつ、
 - （5）必要な情報開示は、どのように行われるべきか。情報開示に障壁がある場合、どのように対応すべきか。
 - （6）NTT東日本・西日本と接続事業者間の協議を円滑化するために、接続約款等において必要な制度的措置はあるか。
 - （7）NTT東日本・西日本における接続関連システムに係る委託コスト等の論点について、接続料の適正性の観点から検討すべき点はあるか。
 - （8）接続約款認可プロセス等における総務省の関与は必要か。必要である場合、どのようなものか。等の接続関連システム改修経費の適正性・透明性を確保するための方策について、検討すべきではないか。

スケジュール



関係事業者意見

(○：NTT東日本・西日本、●：接続事業者)

(事業者間において行われている現在の取組 (接続事業者への説明等) の状況)

- 当社でシステム開発を行う際には、機能数や工数を精査した上で見積の妥当性を判断し、機能数・工数を詳細に把握することにより開発の主導権を握り、ベンダーの言い値で費用が高止まりすることを防止しているが、NTT東日本・西日本が開示している情報だけでは、開発費の根拠となる情報が不足。NTT東日本・西日本や委託先の経営情報に触れる内容もあるので、全て開示できないことは理解できるが、**現状の開示情報** (総開発費、接続事業者が見える範囲の作業範囲等) **だけでは妥当性の判断ができない状況**。想定ベースで開発規模を押し量った上で適正性を判断することになり、**健全な議論ができない**。(第79回会合・SNC)
- 影響箇所が同じ開発においても、想定機能数に大きくバラつきがあり、**現状の情報のみで判断すると開発規模の適正性に違和感**がある。**適正な価格で発注する努力は**、NTT東日本・西日本においても行われていると思うが、**接続事業者から見えづらい**。機能数や工数について、明らかに不自然であったり、(接続事業者において、) 疑問があつたりする場合に、**指摘・確認することにより経費の低減に繋がる**のではないかと。(第79回会合・SNC)
- **双方向番号ポータビリティに係るシステム開発では**、機能毎の開発費用の確認を求めたが、**NTT東日本・西日本の任意での費用区分以外の情報は開示不可**であった。コロケーション業務支援システムに係る開発では、**コロケーション料金への影響額が非開示**とされた。(第79回会合・ソフトバンク)
- (接続関連システムの開発では、) NTT東日本・西日本都合のスケジュールが検討されているが、NTT東日本・西日本のシステムと連携して独自のシステムを構築しているところ、**当社の開発スケジュールにも合わせた柔軟なスケジュール調整ができないケース**がある。(第79回会合・ソフトバンク)
- **6か月前に詳細資料の開示があるまで、個別の問合せに確実な回答を頂けない**ため、想定を置いて先行的に (社内システムの) 開発に着手するが、詳細資料の開示時に想定外の追加の仕様があつた場合、追加の工数・予算が発生し、**最終的に当社のシステム開発が間に合わない場合**がある。(第79回会合・ソフトバンク)
- システム意見交換会では、活発な議論をするというよりは、結果をNTT東日本・西日本から共有されるという形が実態だと思うが、会合前に、要望した案件について、個別にNTT東日本・西日本とやりとりしているのは事実。(第79回会合・ソフトバンク)
- 開発着手前における改修費用の**概算額は開示されているが、実績額** (改修費用及びその接続料への影響額) **が開示されていない**ので、概算・実績間差分の発生状況を接続事業者が確認できない。また、**回線管理運営費に影響が生じる期間が開示されていない**ので、開発項目毎に減価償却期間が異なるのか等を接続事業者が把握できない。(第79回会合・KDDI)
- NTT東日本・西日本で個別に協議することもあり、**全て回答があるわけではないが、ある程度情報開示いただいている**。(第79回会合・KDDI)
- 接続に係る利用者の利便の向上及び電気通信事業の円滑な運営を図るため、接続事業者の要望を聞き、使いやすさや安全性のほか、限りある経営資源の有効配分の観点からシステム開発内容・費用の最適化に向けて取組を進めてきた。今後も、**接続事業者の質問に引き続き真摯に答えながら**、接続関連システムの開発費用の適正性・透明性の確保に向け、**一層の情報提供や相互のコミュニケーションの活性化に努める**。(第81回会合・NTT東日本・西日本)
- これまでも、接続事業者とNTT東日本・西日本のオペレーションに係る**トータルでの業務効率化と品質向上による体験価値の向上**を目指し、機能開発に取り組んでいる。接続事業者の要望等に基づき、年間約5～6件の機能追加を実施している。(第81回会合・NTT東日本・西日本)
- **定期的** (年に2回 (目安)) **にシステム意見交換会を開催**し、接続事業者の意見・要望を頂くため、接続関連システムに係る情報 (**開発内容、開発概算額、接続料への影響額、運用開始時期等**) を示している。意見・要望については、要望事業者と協議の上、システム改修による実現が可能で、全接続事業者の利便性向上に資するものについては、システム意見交換会に検討内容を付議している。(会合での) **意見の結果、開発内容を変更した事例もある**。(第81回会合・NTT東日本・西日本)
- 開発着手後、接続事業者の準備のため、提供開始日の6ヶ月前・3ヶ月前・1ヶ月前に具体的な仕様・操作方法等を伝達。(第81回会合・NTT東日本・西日本)

関係事業者意見（続き）

（〇：NTT東日本・西日本）

（NTT東日本・西日本において、接続関連システムに係る委託等に行われている現在の取組の状況）

- 新たなシステム開発については、社内ルールとして複数社から相見積を取得することを規定。ただし、あるベンダーが有している経営資源、能力等を利用しないと施策が遂行できない場合は、特定のベンダーへの委託を認めている。 その場合も、過去の実績から目標価格を設定し、委託先ベンダーから提出された見積内容を検証するとともに、コストを発生させる要因となる機能を見極めて、既存機能の流用や実現方法の代替案を提示する等の交渉を行い、開発費用の抑制に努めている。実際、当社の代替案の提示により、半額程度になった事例もある。（第81回会合・NTT東日本・西日本）
- （既存ベンダー以外に委託する場合、）移行作業のため、稼働しているシステムを停止せざるを得ず、また、NTT東日本・西日本の他のシステムとの連携を勘案すると、連携部に係る試験・実装に莫大な開発期間・コストが必要。（第81回会合・NTT東日本・西日本）
- 接続関連システムは、接続事業者を含めた電気通信事業全体の運営を支える基盤。秘匿性、安定的かつ安全な運用といった信頼性の確保も大切な要件となるため、現在、既存ベンダーに委託しているが、一部の簡易なシステムではローコードでの内製開発によるコスト低廉化等を検討。（第81回会合・NTT東日本・西日本）
- 交渉の結果を案件ごとに具体的に説明いただくことが重要。接続約款変更認可申請で、総務省に対し交渉の状況や結果を説明いただき、総務省はこれを公表することが適当。（第81回会合での議論に係る追加質問に対する回答・SNC）

構成員意見

- 意見交換会がどう機能しているのかという点が気になる。接続事業者からNTT東日本・西日本にコストに関する様々な意見や質問があっても、きちんと答えてもらえていないように思えた。
- システム開発の内容が非常に大事であり、費用の妥当性やスケジュールに関しては、改善の余地がある。接続料が上がれば利用者料金も上がるため、利用者としてもできるだけ接続料・システム改修費を抑えていただきたく、NTT東日本・西日本の対応・努力を期待したい。（以上、第79回会合・佐藤構成員）
- ベンダーの方が情報を持っており、適正価格に関して交渉が難しい点があったと思うが、ノウハウや情報をためることで交渉力がつき、代替案の提示も含めて、より適正なコストを実現できるように努力されているようなので、引き続き頑張っていただけよう評価したい。（第81回会合・佐藤構成員）

論点整理案

- これまでの審議会・検討会等における議論は、（接続料の認可制を前提としつつ）事業者間協議を通じて接続関連システム経費の適正性・透明性が確保されることを期待してきた。
- その点から現状を見ると、NTT東日本・西日本の行う「システム意見交換会」等の対応の中には、NTT東日本・西日本により自主的に行われているものもあり、結果として接続事業者の要望に応じた改修内容の見直しが行われた事例もある等、評価すべきと思われる。一方、NTT東日本・西日本が提示する情報については、開発・改修する機能毎の詳細なコストが開示されておらず、接続事業者が当該機能・費用の必要性・合理性を判断するために十分とは言えないこと等の課題があったのではないかと。

関係事業者意見

(○：NTT東日本・西日本、●：接続事業者)

(今後の取組に係る提案等 (情報開示関係))

- システム意見交換会を単純に開発費を通告する場ではなく、本来の趣旨どおり、システム改修の要否について意見交換する場とするため、開発費の妥当性を判断するために必要最低限の情報を開示いただきたい。改修が必要な機能数及び各機能の改修に必要な工数を追加的に開示いただきたい。(第79回会合・SNC)
- 開発体制について、開発に必要な工数のほか、全体の体制・スケジュールを開示いただきたい。内容に応じてベンダーの了承が必要となるものもあると想定するが、**守秘義務のある**(接続)事業者に対しては開示可能と考える。(第79回会合・SNC)
(→ 委託は一次請までを基本としているが、規模に応じて二次請を活用することがある。案件毎の具体的な人員数等については、当社から具体的な指定をしておらず、委託先が状況に応じ最適な人員数を判断して業務を遂行しているものであり、その契約の性格上、委託先の具体的な開発に係る人員数は把握することとしていない。当該情報は委託先にとって、委託元が求める仕様・納期に対応するために積み上げてきたノウハウであり、開示により競争上不利になり得るという観点で経営情報に該当すると認識。当社への規制の中で開示を義務づけることは不適切。(第81回会合、第81回会合での議論に係る追加質問への回答・NTT東日本・西日本))
(→ 透明性を確保する観点からは、少なくとも機能ごとの開発規模・工数等の妥当性について、NTT東日本・西日本による検証の結果を説明いただく必要。(第81回会合での議論に係る追加質問への回答・SNC))
- 費用対効果を踏まえた機能の取捨選択や、機能の性質(便益とその帰属主体)に着目した費用按分に関する議論のために、**開発費用及び接続料・手数料・コロケーション費用等への影響は機能別で開示すべき**。接続事業者の要望があれば、工数が大きい理由等、**開発事項・規模に関する適正性の判断に資する情報も開示すべき**。(第79回会合・ソフトバンク)
- **開示不可の情報については**、機能の取捨選択や開発額に係る議論があり、事業者から強い要望がある場合には、開示可能な範囲で接続事業者の説明とともに、**総務省等の守秘義務を持つ中立的な第三者に情報を開示し、適正性を確認する等の方法**が考えられる。(第79回会合における議論に係る追加質問への回答・ソフトバンク)
- **実績額、回線管理運営費に影響が生じる期間を新たに情報開示いただきたい**。(第79回会合・KDDI)
- 今後、改修が予定されている案件(引込線転用、残置回線等)は開発規模が大きく、接続事業者に多大な影響が発生し、透明性・適正性が十分でない場合、事業者間の協議が難航することも想定。今回議論・整理された情報開示方法等については、可能な限り早期に実現・対応いただきたい。(第79回会合・KDDI)
- これまでも、一定規模以上の開発時・更改時には細分化した機能を提示していたが、**必須機能と付加的機能に分けた上で、機能の細分化及び機能毎の想定開発費の開示することも可能**であり、これにより、**価格と効用を踏まえた取捨選択ができる**ような取組を検討。そのほか、意見を踏まえ、**開発規模**(想定ライン数)、**接続料への影響時期、開発確定額、コロケーション費用への影響の開示**を検討。(第81回会合・NTT東日本・西日本)
(→ どのような開発規模の場合に機能ごとの開発費用が開示されるか、接続事業者とも協議の上、具体的な条件を決定すべき。また、各情報について、**どのタイミングで情報が開示されるか明確にすべき**。(第81回会合での議論に係る追加質問への回答・ソフトバンク))
(→ NTT東日本・西日本の提案する取組については、**接続約款に規定いただく等、制度的な裏付けが必要**ではないか。(第81回会合での議論に係る追加質問への回答・ソフトバンク))
- **外から見られることで緊張感が走る**と思うので、その中でより素晴らしいものを作りたい。(第81回会合・NTT東日本・西日本)

関係事業者意見（続き）

（○：NTT東日本・西日本、●：接続事業者）

（今後の取組に係る提案等（スケジュール関係・その他））

- **運用開始日・詳細仕様の周知時期は、接続事業者のシステム対応に要する期間を踏まえて、協議の上で決定すべき。**特に新システムの開発の場合、接続事業者側システムも大幅改修となるため、個別に依頼しているが、**十分な開発期間と事前の試験環境を設定いただきたい。**（第79回会合・ソフトバンク）
 - （→ **提供開始日について、全接続事業者の合意があれば後ろ倒し**する調整を検討する。（第81回会合・NTT東日本・西日本））
 - （→ 提示された提供開始日に開発が間に合わない接続事業者が一部のみの場合、その接続事業者の業務影響が考慮されることはないため、提供開始日は各接続事業者の意見を踏まえて決定するか、**並行運用の期間を設ける等**を検討することが必要。（第81回会合での議論に係る追加質問への回答・ソフトバンク））
- **新機能の運用開始日をNTT東日本・西日本で統一**していただきたい。最終的な運用開始のタイミングがNTT東日本とNTT西日本でずれるケースが多いが、並行運用の期間が生じると、接続事業者側の運用の負荷が非常に増大する。（第79回会合・ソフトバンク）
 - （→ リリース時の不具合の対応のため、別日にリリースすることでリスク分散を行う必要があり、委託先の接続関連システムに係るスキル保有者の稼働が限られているため、**統一は困難。**（第81回会合・NTT東日本・西日本））
 - （→ 運用開始日を別日にしても、**NTT東日本・西日本のいずれかで不具合が発生した場合に、もう一方がその影響を解消することはできず、リスク分散にならない**ため、運用開始日を統一しない理由にはならない。また、先行してシステム改修を完了した事業者が、遅れてシステム改修を完了する事業者に**運用開始日を合わせることに、多大な稼働を要するとは考えづらい。**（第81回会合での議論に係る追加質問に対する回答・ソフトバンク））
- **既存システムの保守運用及び更新が行う際も同様に追加的な情報を開示**いただいた上で、開発経費の低廉化に向けた**交渉をお願いしたい。**（第79回会合・SNC）
 - （検討する取組については、）接続事業者の**意見の取りまとめ・再検討に時間を要するため、提供開始日が遅れる可能性**がある。今後、当該スキームを取り入れた場合のスケジュール等を示しながら、接続事業者と丁寧に協議の上、取組を進めていく。（第81回会合・NTT東日本・西日本）
 - 「**見極める目**」を自社で持っているかが重要であり、**今後も磨き上げていきたい。**（第81回会合・NTT東日本・西日本）

構成員意見

- 接続料等に関わる改修であれば、基本的には費用に関して質問・要望された場合には答えるべき。**答えられない事情があれば、NTT東日本・西日本で明確にしていきたい。**（第79回会合・佐藤構成員）
- システム改修に関してのコストの在り方については長く議論してきたが、今回は以前に比べて一歩進んで、**NTT東日本・西日本において前向きに取り組んでいただいている**と感じる。接続事業者と一緒にコストを下げる努力をする観点で、**接続事業者にも必要な情報を開示することで、ベンダーがコストをより適正化していく努力が生じるのではないかと**期待できる。
- 追加的な情報開示に関して、（NTT東日本・西日本の）**努力は見えるが、それで十分かについては、引き続き議論が必要。**（以上、第81回会合・佐藤構成員）
- 今回の対応については評価できる内容もあったが、ヒアリングで示された考えに基づき、**具体的にどのように運用していくかが重要。**総務省においては、**例えば接続約款に情報開示の手続きを整備する等、今回の議論を反映した対応がなされるようフォローアップをお願いしたい。**NTT東日本・西日本においては、**引き続きコストの低廉化に努めるとともに、システム調達における取組等をきちんと競争事業者に説明し、透明性の確保に留意すべき。**（第81回会合での議論に係る追加意見・佐藤構成員）

論点整理案

(情報開示の在り方)

- 接続料原価たるシステム関連経費のコストについては、能率的な経営の下における適正な原価と捉えられるものであることが必要であることから適正な情報開示が行われることが原則である。このため、守秘義務を有する接続事業者にも開示することができない合理的な理由があることについてNTT東日本・西日本が説明できる場合等を除き、接続事業者の求めに応じて開示することを基本とすべきではないか。
- 今回、NTT東日本・西日本において自ら、情報開示の充実に向けた方向性を示したことは望ましいものではないか。その上で、今後の円滑な事業者間協議を制度的に裏付ける観点から、指定設備接続約款において、接続関連システム経費に関する①情報開示手続（開示の時期・契機を含む。）及び②開示する情報を具体的に規定することが適当ではないか。②開示する情報については、まずは、
 - A) 開発・改修する想定機能数及び必須／付加の別
 - B) 機能毎の想定費用及び接続料（コロケーション料金・手続費等を含む。）への想定影響額／影響期間
 - C) B) の確定額
 - D) 開発規模に関する情報（想定ライン数）を明記することが適当ではないか。
- 開示する情報については、機能毎に十分に細分された費用が開示されるか等の状況や、接続事業者の意見を踏まえつつ、今後も必要に応じて見直ししていくことが適当ではないか。

(その他、適正性・透明性を確保するための方策)

- NTT東日本・西日本においては、相見積り等の取得やシステムインテグレータ等の交渉等により、調達先が固定される中であっても情報の非対称性等に起因する非効率が生じないよう努めていることが認められ、接続料の適正性のための取組として評価できるのではないか。今後も、システム関連経費のうち接続料の原価となるものに関しては、引き続き、効率的なシステム調達に努めることが適当ではないか。
- その結果については、調達に係るノウハウを不当に明らかにすることにならないよう留意しつつ、必要に応じ、接続事業者にも説明することが、協議の円滑化・費用の透明化の観点から望ましいのではないか。
- 事業者間協議において適正性を確認できない場合や、NTT東日本・西日本による効率的なシステム調達に疑義が生じた場合においては、接続事業者には開示できない個々の情報について説明を求める等して、総務省において、接続約款認可プロセスの中で適正性等を確認することが適当ではないか。その上で、事業者間協議を通じて適正性・透明性を確保することが難しい場合には、改めて議論することが適当ではないか。
- 開発スケジュールの問題（詳細仕様の開示時期、提供開始日の調整（NTT東日本とNTT西日本間の提供開始日の統一、並行運用、試験環境の準備等の可否を含む。）等）については、調整を行うことによる具体的な支障についてNTT東日本・西日本が十分に説明を行うことを前提に、全ての接続事業者に影響があることに留意しつつ、接続事業者間で協議を行い、合意を得て進めることが適当ではないか。